1 法定相続情報証明制度の創設に伴う不動産登記規則改正の逐条解説

福岡地方裁判所小倉支部判事補（前法務省民事局付検事）　宮﨑文康

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、相続による所有権の移転の登記等（以下「相続登記」という。）をすることとなるが、近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっている旨の指摘がされている。

法務省民事局では、これまで、これらの問題の解消に寄与すべく、平成27年２月以降相続登記の促進に関する取組を開始し、法務省ホームページを通じて広報を行うとともに、関係資格者団体と共同してリーフレットの作成・配布や市区町村の担当課に対する説明会を開催するなどの取組を行ってきた。もっとも、一方で、こういった対策による相続登記の促進効果には限界もあり、より促進効果を高めるための制度的な方策を講じるべきという声もあった。

また、平成28年６月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針等の政府方針においても、政府として相続登記の促進に取り組むこととされた。

そこで、今般、法務省民事局では、相続登記を促進するための新たな制度として、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）を改正して「法定相続情報証明制度」（以下「本制度」という。）を創設することとした。

本稿は、まず本制度の趣旨や内容といった総論的事項について解説した上で、各論的事項として、規則について逐条的な解説を行うものである。

なお、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第１　総論

１　本制度の趣旨

被相続人の死亡後に必要となる相続手続は、相続登記だけではなく、金融機関等における預金の払戻手続や保険金請求手続など様々である。そして現状では、法定相続人の範囲を確認するため、それぞれの手続をとるたびに被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類等一式を提出する必要が生じる。相続登記がされない要因の一つとして、こうした手続の煩雑さにより、相続手続を円滑に行うことが難しく、不動産を売却する必要がない場合などは、相続登記が後回しになり、そのまま放置されてしまう傾向があると考えられる。

他方で、国土交通省が平成28年３月に公表した「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策　最終とりまとめ」では、ある地方自治体において、戸籍・住民票関係の手続に来た相続人に対し、必要な相続手続の促しを行った結果、行政庁への相続関係の届出件数が増大したという取組事例が紹介されている。このことは、相続登記を促進するためには、手続的な負担の軽減に加えて、相続登記の必要性についての意識を向上させることが重要であることを実証するものであるといえる。

そこで、本制度は、各種の相続手続の際に戸籍関係書類等一式を提出する手間を省力化して手続的な負担を軽減するとともに、本制度に基づく証明書の取得の際に相続に直面した相続人に対して相続登記によるメリットや放置することによるデメリットを登記官が説明することなどを通じて、相続登記の必要性についての意識を高めていただくことで、相続登記の促進を狙うものである。

そして、本制度が相続登記の促進という効果をよりよく発揮するためには、まずは、広く相続人となった方々に本制度を利用してもらうことが重要であり、本制度が十分に活用されることによって、各種相続手続における関係機関の審査にかかる社会的コストが全体的に軽減されるとともに、相続登記が益々促進されるという相乗効果を生むことが期待される。

２　制度の内容

登記所は年間100万件近い相続登記の申請を取り扱っているところ、登記官は、こうした事件処理を通じて長年にわたり相続及び戸籍関係法令についての専門的な知見を涵養してきたところである。本制度は、こうした登記官の専門性を活かし、登記所において戸籍関係書類等一式を集めて提出してきた相続人からの申出に応じて、いわば戸除籍謄抄本の束に代替する書面を交付するというものであり、その書面が登記手続をはじめ様々な相続に関する手続で活用されることを見込んでいる。

すなわち、相続人は、相続人・被相続人の戸除籍を自ら収集することは従前と同様に行う必要があるものの、一旦それらを基に一枚又は数枚の書面からなる法定相続情報一覧図（**【別紙１】**）を作成して登記所に提出すれば、登記官が必要な戸籍関係書類等一式が揃っているかどうかを確認の上、戸籍及び相続に関する法令に基づき、その法定相続情報一覧図と戸籍関係書類等一式を読み解き照合して、その法定相続情報一覧図の写し（以下「本証明書」という。**【別紙２】**）を作成・認証し、相続人に必要な通数を交付する（複数通の交付も可能）。本制度は、本証明書をいわゆる一般行政証明として交付するものであり、その利用は、無料である。

なお、本証明書は、上記のとおりいわば戸除籍謄抄本の束に代替するものであるため、これら以外の書類から判明する情報、例えば、遺産分割協議の結果や、相続放棄の有無といった情報まで盛り込むものではない。そのため、本証明書を用いて相続登記の申請をする際には、遺産分割協議がされていた場合には遺産分割協議書が、相続放棄がされていた場合には相続放棄の申述の受理証明書が、本証明書に追加的な書面として、それぞれ必要となる。

３　不動産登記規則の改正の必要性

本制度は、前記のとおり、相続登記をはじめとする各種の相続手続の際に戸籍関係書類等一式を提出することに代えて、本証明書を提出することができるとすることによって、相続登記の意識向上及び手続的な負担軽減を図るものであるから、本証明書をもって戸籍関係書類等一式に代替することができるという点が、制度の根幹となっている。

ところで、不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「令」という。）では、相続に関連する各種登記の手続における添付情報として戸籍関係書類等一式を提供することを要求している。例えば、登記権利者の相続人が不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第62条の規定により単独申請をする場合には、

「相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報」（令第７条第１項第５号イ）を提供しなければならないと定められている。ここでいう「相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報」には、その文言上は本証明書も該当するようにも読めるが、他方で、令の制定時には、相続に関連する登記の手続において、戸除籍謄抄本以外のものが相続を証する情報として提供されることを予定していたとは考え難く、取り分け、一般行政証明として交付されるという本証明書の性質に照らすと、本証明書を相続を証する情報として取り扱うことができるかどうかについては疑念がないとはいえない。

そこで、本制度の導入に当たっては、本証明書を相続があったことを証する情報に代えることができることを法制上明確に規定することが相当であると考えられたため、規則を改正することとした。

また、本証明書をもって戸籍関係書類等一式に代替することができることとするためには、本証明書が戸籍関係書類等一式と実質的に同視できるだけの正確性を備えたものでなければならないことは当然である。

そこで、本制度の申出から本証明書の作成・保管・交付までの各過程についても規則の中に規定を置くことで、その正確性を制度的に担保することが相当であると考えられる。

以上により、改正後の規則においては、本証明書が登記手続において利用される場合の登記上の取扱いの特例を設けているほか、法定相続情報一覧図の保管の方法、申出の方法、交付の方法についてそれぞれ規定を設けている。その具体的内容については、項を改め、以下で逐条的に解説することとする。

第２　各論－不動産登記規則の逐条解説

１　第18条第35号

（帳簿）
第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。
一～三十四　（略）
三十五　法定相続情報一覧図つづり込み帳

本号は、法定相続情報一覧図の適正な保管を実現するため、登記所に法定相続情報一覧図つづり込み帳を備え付けることを定める規定である。

２　第27条の６

（法定相続情報一覧図つづり込み帳）
第二十七条の六　法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

本条は、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書面を定める規定である。

上記１で述べたように、法定相続情報一覧図つづり込み帳は、法定相続情報一覧図の適正な保管を実現するためのものであるから、法定相続情報一覧図がつづり込まれることは当然のことであるが、これに加えて、法定相続情報一覧図には、その申出書、申出人の本人確認資料及び代理人による申出がされた場合の委任状等（後記５(3)キ参照）の関係書類もつづり込まれる。

これに対し、後述のように、戸除籍謄抄本等の添付書面は返却される（規則第247条第６項）ことから、つづり込みの対象ではない。

３　第28条の２第６号

第二十八条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。
一～五　（略）
六　法定相続情報一覧図つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間

本号は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間を定める規定である。

本制度の主たる目的は相続登記を促進することにあるところ、相続登記を行う際にはその他の相続に関する手続も同時に行われる場合が多いと考えられる。また、本制度により保管される法定相続情報一覧図は、そのような相続に関する手続において、戸籍関係書類等一式に代替するものとして用いられることを企図するものである。そこで、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間については、作成の年の翌年から５年間としている。

４　第37条の３

第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

(1)　本条は、令に定める添付情報の提供の特例を定めるものであり、令第27条の委任に基づくものである。

例えば、相続登記を申請する場合には、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（令別表の22の項添付情報欄）として、被相続人の生殖可能時から死亡時までの除籍又は改製原戸籍及び戸籍の謄本を提供しなければならないのが原則である。

本条は、相続登記の申請においては本証明書をもってそれらの戸籍関係書類等一式に代替することができることとし、上記の原則に対する例外を設けるものであり、本制度の創設に伴い改正された規則の各条項の中でも核となる条文であるといえる。法定相続情報証明制度では、その申出の際に添付された被相続人の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書等（規則第247条第３項第２号、第３号）の記載に基づき法定相続情報一覧図が作成され、登記官による確認の結果登記所に保管されることから、本証明書はいわば戸除籍謄抄本の束を代替する役割を果たすといえる。そのため、本証明書が提供された場合には、登記官がこれを用いて当該被相続人の相続関係を審査することには何らの支障がなく、むしろ、その一覧性によって、より迅速に審査を行うことが可能となる。

そこで、本条は、表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して本証明書を提供したときは、これをもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることを定めている。

本証明書の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる不

動産登記法令上の主な手続は、次の表のとおりである。

類　型	条　文
一般承継人による表示に関する登記の申請	法第30条 令第７条第１項第４号
区分建物の表題登記の申請	法第47条第２項 令別表の12の項添付情報欄ト
一般承継人による権利に関する登記の申請	法第62条 令第７条第１項第５号イ
相続による登記（所有権、担保権）	法第63条第２項 令別表の22の項添付情報欄
所有権の保存の登記	法第74条第１項第２号 令別表の28の項添付情報欄イ
筆界特定の添付情報	規則第209条第１項第３号
地図等の訂正	規則第16条第５項第３号
登記識別情報の失効の申出	規則第65条第５項
登記識別情報に関する証明	規則第68条第６項
土地所在図の訂正等	規則第88条第３項において準用する規則第16条第５項第３号
債務者の相続（先取特権、質権、転質、抵当権、根抵当権）	法第66条 令別表の25の添付情報欄イ（登記原因証明情報として）
不正登記防止申出	不動産登記事務取扱手続準則（平成17年２月25日付け法務省民二第456号民事局長通達。以下「準則」という。）第35条
事前通知に係る相続人からの申出	準則第46条

(2)　令の「（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）」としては、外国人である表題部所有者又は所有権の登記名義人が死亡した場合における外国官署が作成した証明情報等が該当するところ、本制度においてはそのような事案は対象としていないので、本条においては上記の括弧書きを規定していない。

5　第247条

本条は、法定相続情報一覧図の保管及びその写しの交付（以下「保管等」という。）に関する手続を定める規定であり、令第27条の委任に基づくものである。

第１項は法定相続情報の定義を明らかにするとともに申出をすることができる者及び申出をすべき登記所を定め、第２項から第４項までは申出をする際に必要な書面を、第５項は本証明書の申出人への交付など登記官が行う手続を、第６項は添付書類の一部を返却することを、第７項は再申出をする場合に申出に係る規定を準用することをそれぞれ定めている。

このように、本条は、本制度の申出から交付までの一連の手続を定めるものであって、これにより、本証明書が戸籍関係書類等一式と実質的に同視できるだけの正確性を備えたものであることが制度的に担保されることになる。第37条の３に並んで、本制度の創設に伴い改正された規則の各条項の中で核となる条文である。

(1)　**第１項について**

（法定相続情報一覧図）
第二百四十七条　表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。
一　被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
二　相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

第１項は、法定相続情報を構成する情報の内容を明らかにするとともに、申出をすることができる者及び申出をすべき登記所を定める規定である。

ア　法定相続情報を構成する要素について

(ア)　本項は、法定相続情報は、①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡年月日（第１号）並びに②相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄（第２号）から構成されることを明らかにしている。

本証明書が戸籍関係書類等一式を代替するものとして、相続登記をはじめとする種々の手続において利用されるためには、被相続人及びその法定相続人の範囲を特定する情報が必要であり、かつ、それは戸除籍謄抄本の記載から判明する情報でなければならない。そこで、上記①及び②の情報が法定相続情報を構成する要素とされたものである。

(イ)　これに対し、被相続人又は相続人の本籍については、戸除籍謄抄本の記載から判明する情報ではあるものの、被相続人及びその法定相続人の特定のために不可欠な情報とはいえず、これらがないからといってその後の相続に関する手続を行う上で直ちに支障が生じるとはいえないことから、法定相続情報を構成する要素とされていない。

また、具体的な相続分や相続放棄の有無といった情報は、戸除籍謄抄本の記載から判明する情報ではないことから、法定相続情報を構成する要素とされていない。

なお、第２号に規定する「相続人」には、「第３項第２号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。」という限定が付されているところ、これも、戸除籍謄抄本以外の情報まで併せて確認して初めて判明する相続人（例えば、被相続人の子が全員相続放棄をした後の被相続人の親）を除外する趣旨である。

(ウ)　第２号の相続人には、「相続開始の時における同順位の」という条件が付せられている。

これは、例えば被相続人Ａの死亡（第一次相続）後にその共同相続人のうちの一人Ｂが死亡（第二次相続）している場合（すなわち数次相続が生じている場合）であっても、当該第一次相続に係る被相続人Ａの法定相続情報一覧図には、飽くまで第一次相続の開始時の法定相続人が記載されるのみであって、第二次相続に係る相続人はもとよりＢが死亡した事実も記載されないことを意味する。

したがって、数次相続が生じている場合には、被相続人ごとに作成された複数の法定相続情報一覧図の写し（本証明書）を組み合わせることによって、その相続手続において利用することが想定されている。上記の例だと、Ａを被相続人とする本証明書と、Ｂを被相続人とする本証明書の２つを組み合わせることになろう。

これに対して、代襲相続については、相続開始前に被相続人の子等（被代襲者）が死亡等していたことになるから、代襲相続人が法定相続情報一覧図に記載される（後記(3)イ参

照）。

イ　申出をすることができる者について

本項は、法定相続情報一覧図の保管等の申出をすることができる者が、表題部所有者、登記名義人若しくはその他の者の相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者（すなわち、相続人の相続人）であることを定めている。

相続登記を申請しようとする表題部所有者又は登記名義人の相続人が申出をすることができることについては、本制度の目的が相続登記の促進にあることからして当然のことといえようが、本項は、更に進んで、「その他の者」すなわち表題部所有者及び登記名義人以外の者の相続人であっても、申出をすることが可能であるとしている。

ここでいう「その他の者」の相続人は、根抵当権の設定の登記において債務者について相続が生じた場合における当該債務者の相続人が含まれるほか、相続人が被相続人の預金の払戻し手続や被相続人の自動車の名義変更をしようとする場合における当該相続人なども広く包含される。

これは、本制度は、登記手続の簡易化という観点はもちろんのこと、これに加えて、相続人にとっては種々の相続手続において同じ戸籍関係書類等一式を色々な窓口へ何度も揃えて出し直すことが煩雑で手間となっていることから、本制度で交付する本証明書によってそのような手間を排して相続手続全般を簡便なものとし、相続人の手続負担を軽減する機能を持たせて広く本制度を利用してもらうことを通じ、相続登記の必要性について意識を高めてもらうことをも目的としている。そのような趣旨に照らすと、申出をすることができる者を相続財産として不動産を有する者に限定するのは相当でないからである。

なお、「当該相続人の地位を相続により承継した者」には、数次相続（再転相続）が生じている場合の相続人が該当する。この場合でも、法定相続情報一覧図に記載される相続人は、第一次相続における相続人であることは、前記ア(ウ)のとおりである。

ウ　「当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき」について

この必要性の要件は、申出書への利用目的及び交付を求める通数の記載を通じて吟味されることになる（後記(2)イ参照）が、上記イのとおり、相続人が被相続人の預金の払戻し手続や被相続人の自動車の名義変更をしようとする場合も、「その他の手続のために必要があるとき」に広く含まれることから、実際上は、この必要性の要件を欠くとして保管等の申出に応じない場面はそう多くはないと考えられる。

また、相続とは無関係に開始された手続の最中にたまたま相続が生じた結果、当該手続の中で新たに戸籍関係書類が必要となる場面もあると思われるところ、上記の趣旨に照らせば、そのような場合も、「その他の手続のために必要があるとき」に該当するものと解される。例えば、貸金返還請求訴訟の係属中に当事者が死亡した場合において、受継の手続を行うときは、受継の手続をするためには戸籍関係書類を裁判所に提出しなければならないから、係属中の訴訟の受継手続のために本証明書が必要である旨を利用目的欄に記載した上で、保管等の申出をすることは差し支えないといえよう。

エ　申出をすべき登記所について

本項は、申出をすべき登記所を、①被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、②申出人の住所地又は③被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所としている。

③も申出をすべき登記所とされたのは、本制度が相続登記の促進を目的とするためである。被相続人が不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人ではない場合には、①及び②のみが申出をすべき登記所ということになる。

(2)　第２項について

> 2　前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。
> 一　申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄
> 二　代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
> 三　利用目的
> 四　交付を求める通数
> 五　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号
> 六　申出の年月日
> 七　送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

第２項は、法定相続情報一覧図の保管等の申出の方法として、一定の事項を内容とする申出書を提供してすることを定めている。具体的には、申出人の氏名及び住所等の情報のほか、法定相続情報一覧図の利用目的、交付を求める通数及び被相続人を所有権の登記名義人とする不動産がある場合はその情報などを記載するものとしている。

以下では特に説明を補足すべき記載事項についていくつか取り上げて、解説する。

ア　代理人による申出（第２号）について

法定相続情報一覧図の保管等は、代理人によっても申出をすることができるところ、代理人となることができる者は、法定代理人のほか、任意代理人の場合には①親族又は②戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の２第３項に掲げる者に限られる。

任意代理人の範囲を無制限に広げてしまうと、代理人に成りすました者からの申出がされるおそれがあり、そうすると、本証明書の正確性が害されるおそれが生じてしまうし、一方で、申出人と無関係の者に対して申出の代理の委任をしなければならない事態は実際上は考えにくい。

そこで、実際上申出の代理の委任をするニーズが高く、かつ、戸籍謄本等や資格を証する書面といった客観的な書面から本人とのつながりを容易に確認することができる者に限定するという趣旨から、申出人の任意代理人となり得る者を、①親族又は②戸籍法第10条の２第３項に掲げる者に限ったものである。

イ　利用目的（第３号）・交付を求める通数（第４号）について

本制度に係る申出は、「相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき」にすることができる（第１項柱書）ところ、その必要性の有無を確認するため、利用目的及び交付を求める通数を申出書の記載事項としている。

利用目的の記載に当たっては、交付を受けた本証明書の提出先を推認することができるような相続手続の類型を記載するものとすることを想定している。交付を求める通数については、

申出人が行う相続手続のために必要な通数に限定されることを想定している。

利用目的の記載が抽象的なものであったり、交付を求める通数が利用目的に照らし明らかに過大な場合などは、「相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき」に該当しないとして、保管等の申出に応じないということもあり得よう（上記(1)ウ参照）。

ウ　不動産所在事項又は不動産番号（第５号）について

冒頭で述べたとおり、本制度は、申出人が本制度を利用するべく登記所を訪れた際に、相続登記の重要性を説明することなどを通じて相続登記が促進されることを主眼とするものであるから、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号を申出書の記載事項としたものである。

(3)　第３項について

> 3　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
> 一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
> 二　被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
> 三　被相続人の最後の住所を証する書面
> 四　第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
> 五　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
> 六　申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
> 七　代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

第３項は、申出書には申出人又はその代理人が記名押印すること及び申出書の添付書面を定める規定である。

添付書面としては、①申出人又はその代理人が作成する法定相続情報一覧図のほか、②被相続人の出生時から死亡時までの戸除籍謄本、③被相続人の最後の住所を証する書面、④相続人の戸籍謄抄本等、⑤数次相続の相続人が申出人である場合には、これを証する書面、⑥申出人の本人確認書類（免許証の写し等）、⑦代理人による申出の場合における代理人の権限を証する書面等を提供するものとしている。

ア　第１号について

第１号は、法定相続情報一覧図を申出書の添付書面とし、その記載事項等を定めている。

記載事項として第１項に掲げる情報（前記(1)ア参照）のほかに、作成の年月日や作成者の署名等をも求めているのは、作成の年月日を記載することで、その日付以後の戸除籍謄抄本の記載によるものではないことを明確にするとともに、作成者の署名等を求めることで、作成者を明確にし、もって法定相続情報一覧図の記載の内容の正確性を期すものである。

イ　第２号について

第２号は、被相続人の出生時から死亡時までの戸除籍謄本に加え、代襲相続がある場合にはその被代襲者の出生時から死亡時までの戸除籍謄本をも、添付書面として求めることとしている。

上記(1)アのとおり、法定相続情報一覧図に記載される情報は、被相続人及びその法定相続人の範囲を特定するために必要な情報であって、戸除籍謄本の記載から判明する情報である。そして、代襲相続人は、戸除籍謄本の記載から判明することから、代襲相続人がいる場合にはその者が法定相続情報一覧図に記載されるとともに、そのことを証する戸除籍謄本を添付することが必要であるとされたものである。

ウ　第３号について

第３号は、被相続人の最後の住所を証する書面を添付書面とするものであり、例えば、住民票の除票や戸籍の附票が考えられる。

エ　第４号について

第４号は、相続人の戸籍謄抄本等を添付書面とするものである。

これは、法定相続情報一覧図に記載された法定相続人が被相続人の相続開始時に生存していることを確認するために添付書面とすることが求められるものであり、そのため、相続開始時以降のものであることが必要である。

オ　第５号について

第５号は、数次相続が生じた場合に相続人の地位を相続により承継した者が申出人となるときはそのことを証する戸籍謄本等を添付書面とするものである。

カ　第６号について

第６号は、申出人の本人確認をするため、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書を添付書面とするものであり、例えば、住民票記載事項証明書のほか、運転免許証等の写し（本人が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印したもの）などが考えられる。

キ　第７号について

第７号は、代理人による申出をする場合には、当該代理人の権限を証する書面を添付書面とするものである。

代理人となり得る者の範囲は前記(2)アのとおりであるところ、法定代理人の場合には、その代理人が法定代理人であることを確認することができる資料を添付することが必要となる。親族が任意代理人となる場合には、申出人作成の委任状のほか、親族関係を確認することができる資料を添付することが必要となる。そして、資格者が任意代理人となる場合には、委任状のほか、資格があることを確認することができる書面（例えば、身分証明書の写し等）を添付することが必要となる。

(4)　第４項について

> 4　前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

第４項は、相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項であること及びこれを記載した場合には当該住所を証する書面を添付書面とすることを定める規定である。

相続人の住所は、戸除籍謄抄本の記載から判明する情報ではないものの、本証明書の写しが各種の相続手続において利用される際に相続人の住所が記載されていた方が利便性の向上につながることを考慮したものである。

(5)　第５項について

> 5　登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容

を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

第５項は、本証明書の交付手続及び認証文の付記等を定める規定である。認証は、登記官がその職氏名で行い、職印を押印するものとしている。

(6)　第６項について

6　登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

第６項は、本証明書の交付の際に、添付書面の一部を返却することを定める規定である。本制度が相続手続の簡易化を狙いとするものであることからすれば、添付された戸除籍謄抄本を返却する方が申出人の便宜に資すること（登記制度においても相続関係説明図が提供された場合には戸除籍謄本を還付しており、その写しの保管はしていない。）、また、そもそも戸除籍は市町村が保管しており、登記所においてその謄本等を保管しておく必要性に乏しいことから、本制度においても返却することとしたものである。

その結果、登記所において保管される（第27条の６の規定によって法定相続情報一覧図につづり込まれる）書面は、①申出書、②法定相続情報一覧図、③申出人の本人確認書類（前記(3)カ参照）、④代理人による申出の場合におけるその代理人の権限を証する書面（前記(3)キ参照）のみとなる。

(7)　第７項について

7　前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

ア　第７項は、本証明書の再交付の申出をすることができることを定める規定である。再交付の申出は、基本的には保管等の申出の取扱いと同様であることから、本条第１項から第６項までの規定を準用することとしている。もっとも、再交付の申出がされる時点では既に法定相続情報一覧図が作成・保管されていることから、再度提出を受ける必要のない書類（申出人の作成に係る法定相続情報一覧図、被相続人の戸除籍謄本など）については準用の対象から除くことで、添付書類から除外されている。

イ　再交付の申出は、当初の申出に係る申出人のみがすることができ、かつ、その取扱登記所は当初の申出を行った登記所に限っている。これは、法定相続情報一覧図の保管がされるのは当該登記所に限られるため、例えば相続人の一人であるＡが甲登記所に申出をし、法定相続情報一覧図が保管された場合において、他の相続人であるＢが乙登記所に対して再交付の申出をしたとしても、乙登記所には当該法定相続情報一覧図が保管されておらず、その写しを交付することができないためである。

もっとも、全国の登記所において保管されている法定相続情報一覧図がネットワークによって共有され、乙登記所において甲登記所に保管されている法定相続情報一覧図を本証明書として交付することができるような体制が整えば、上記のような限定を付す必要はなくなるとも考えられ、この点は相続人のニーズも踏まえた将来的な課題であるといえよう。

6　第248条

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）
第二百四十八条　法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。
2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。
3　前項の指定は、告示してしなければならない。

本条は、送付の方法（郵送）により、本証明書の交付及び添付書面の返却をする場合の手続を定める規定である。

(1)　第１項は、送付の方法により本証明書の交付及び添付書面の返却の申出をすることができることを定める規定である。

本証明書の交付及び添付書面の返却をする場合に、申出人に対して、その交付及び返却のため登記所に再度出頭することを求めることは、申出人の利便性を考慮すると相当ではない。

そこで、本項は、本証明書の交付及び添付書面の返却は、申出人の申出により、それらを送付する方法によることができることを定めている。

(2)　第２項は、送付の方法による際の費用の納付を定める規定である。

本証明書の交付及び添付書面の返却を送付の方法により行う場合には、登記所の窓口での交付及び返却に比べて、郵便料金や信書便事業者への支払など一定の費用が生ずる。これらの費用は、申出人が送付の方法を申し出たことによって発生するものであるから、当該申出人が負担することが相当である。

そこで、本項は、その費用について、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付することを定めている。

なお、これらの費用を現金で納付することはできない。

(3)　第３項は、法務大臣が送付に要する費用として使用することができる証票を指定するときは、告示してしなければならないことを定める規定である。

第３　施行日等

本制度は、平成29年５月29日から施行された（附則）。

本制度は、この施行日前に相続が開始したものについても、利用することができる。

（みやざき　ふみやす）

【別紙１】

✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成

最後の住所は，一覧図とともに提出される住民票の除票や戸籍の附票の除票により確認（当該除票が廃棄されている場合は，最後の本籍）

相続人の住所は，任意記載のため，一覧図に記載されない場合もある。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所　〇県〇市〇町〇番地
出生　昭和〇年〇月〇日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

住所　〇県〇郡〇町〇３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（子）
法　務　一　郎　（申出人）

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（子）
相　続　促　子

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和〇年〇月〇日
（配偶者）
法　務　花　子

住所　〇県〇市〇町五丁目４番８号
出生　昭和５０年１１月２７日
（子）
登　記　　進

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士　〇〇　〇〇　印
（事務所：〇市〇町〇番地）

作成者の署名又は記名押印がされる。

✓ **上記のような図形式のほか，被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。**
✓ **作成はＡ４の丈夫な白紙に。手書きも“明瞭に判読”できるものであれば可とする。**

【別紙２】

（記載例）

法定相続情報番号　０００００－００－０００００

一覧図は，登記所において唯一の番号により保管・管理される。

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所　〇県〇市〇町〇番地
出生　昭和〇年〇月〇日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

住所　〇県〇郡〇町〇３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（子）
法　務　一　郎　（申出人）

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（子）
相　続　促　子

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和〇年〇月〇日
（配偶者）
法　務　花　子

住所　〇県〇市〇町五丁目４番８号
出生　昭和５０年１１月２７日
（子）
登　記　　進

以下余白

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士　〇〇　〇〇　印
（事務所：〇市〇町〇番地）

✓ **法定相続情報一覧図の写しは，偽造防止措置の施された専用紙で作成される。**

以下のとおり，申出日を含んだ認証文，一覧図の写しの発行日，登記所名等，登記官印，注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く，法定相続情報一覧図が２枚以上にわたる場合も想定

これは，平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官　　〇〇　〇〇　　職印

注）本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，相続手続以外に利用することはできない。

整理番号　Ｓ０００００　１／１

2 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて

法務省民事局民事第二課係長　　西澤徹

はじめに

不動産登記規則の一部を改正する省令（平成29年法務省令第20号。以下「改正省令」という。）が本年４月17日に公布され、同年５月29日から施行された。

これに伴い、改正省令の公布と同日付けで、不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平成29年４月17日付け法務省民二第292号民事局長通達。以下「施行通達」という。本誌本号132頁）が発出された。

施行通達は、改正省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱い上の留意点について法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長宛てに通達されたものであり、①法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間、②不動産登記の申請等における添付情報の取扱い、③法定相続情報一覧図、④法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出、⑤添付書面について、⑥法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について、⑦一覧図の写しの交付等、⑧一覧図の写しの再交付及び⑨法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合をその内容としている。

本稿では、これらの事務の取扱いについて、解説を試みるものである。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

また、本稿中、「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を指している。

> 第１　改正の趣旨
>
> 相続登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、平成28年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において相続登記の促進に取り組むとともに、同年６月に閣議決定された「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相続登記の促進のための制度を検討することとされた。これを受け、相続人の相続手続における手続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するため、不動産登記規則を改正し、法定相続情報証明制度を創設したものである。

被相続人の死亡後に必要となる相続手続は、相続登記だけではなく、金融機関等における預金の払戻手続など様々なものがある。現状では、相続人を確認するため、各相続手続をとるたびに被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸除籍謄抄本の束を相続手続を所掌する機関に提出する必要が生じている。こうした手続の煩雑さにより、相続手続を同時並行的に行うことが難しく、不動産を売却する必要がない場合などは、相続登記がされないまま放置されてしまう傾向があると考えられた。

また、平成28年３月に国土交通省が公表した「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策　最終とりまとめ」では、戸籍・住民票関係の手続に来た相続人に対し、必要な相続手続の促しを行った結果、行政庁への相続関係の届出件数が増大したという京都府相楽郡精華町の取組事例が紹介されている。このことは、相続登記を促進するためには、手続的な負担の軽減に加えて、相続登記の必要性についての意識を向上させることが重要であることを実証するものであると考えられる。

このような背景のもと、法定相続情報証明制度は、各種の相続手続の際に戸除籍謄抄本の束を提出する手間を省力化して手続的な負担を軽減するとともに、本制度に基づく証明書の取得の際に、相続に直面した相続人の方々に相続登記を行うことによるメリットやこれを放置することによるデメリットを登記官が説明することなどを通じて、相続登記の必要性についての意識を高めていただくことで、相続登記の促進を狙うこととしたものである。

> 第２　改正省令の施行に伴う事務の取扱い
>
> １　法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間
>
> (1)　登記所には、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた（規則第18条第35号）。また、法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた（規則第27条の６）。
>
> 法定相続情報一覧図を適正に保管するためには、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては、法定相続情報一覧図のほか、申出書、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）及び代理人の権限を証する書面が該当する。
>
> (2)　法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から５年間とされた（規則第28条の２第６号）。
>
> そのため、保存期間を経過した場合には、他の帳簿と同様に廃棄をすることとなる。

１　法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書面について

施行通達第２の１(1)では、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書面について示している。添付書面のうち、規則第247条第３項第２号から第５号まで及び第４項に規定する書面は、同条第６項の規定により申出人に返却されることとなる。したがって、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込まれる書面とは、要するに、申出に当たって提出された書面のうち、同項の規定により申出人に返却されるもの以外の書面である。

２　保存期間について

施行通達第２の１(2)では、法定相続情報一覧

図つづり込み帳の保存期間について示している。本制度を利用することで、相続登記が促進され、相続発生から相続登記が申請されるまでの期間がこれまでよりも短縮されることが想定される。そのため、法定相続情報一覧図つづり込み帳は、５年間という比較的短期の保存期間とされた。

ただし、改正省令の案に係る意見公募手続においては、より長期間保存すべきとの意見もあり、この点は本制度の開始後の利用実態も踏まえた将来的な検討課題と考えられる。

2　不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）を提供したときは、その一覧図の写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた（規則第37条の３）。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提供を相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

(1)　一般承継人による表示に関する登記の申請（法第30条）
(2)　区分建物の表題登記の申請（法第47条第２項）
(3)　一般承継人による権利に関する登記の申請（法第62条）
(4)　相続による権利の移転の登記（法第63条第２項）
(5)　権利の変更等の登記（債務者の相続）（法第66条）
(6)　所有権の保存の登記（法第74条第１項第１号）
(7)　筆界特定の申請（法第131条第１項）
(8)　地図等の訂正（規則第16条第１項）
(9)　登記識別情報の失効の申出（規則第65条第１項）
(10)　登記識別情報に関する証明（規則第68条第１項）
(11)　土地所在図の訂正等（規則第88条第１項）
(12)　不正登記防止申出（準則第35条）
(13)　事前通知に係る相続人からの申出（準則第46条）

なお、申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

おって、一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

1　不動産登記の申請等における添付情報の取扱いについて

本制度により交付される一覧図の写しは、広く相続手続において戸除籍謄抄本の束の代わりに利用され、相続人の手続的負担が軽減されることが期待されるものである。そして、一覧図の写しが利用されることによって、相続手続を所掌する側にとっても相続人を戸除籍謄抄本の束から確認するという手間を省力化しようとするものでもある。これらの観点から、不動産登記法令上の手続においても、戸除籍謄抄本の束によって相続人等を確認していた申請・手続について、その束に代わって一覧図の写しを利用することができるとされた（規則第37条の３）ところ、施行通達第２の２では、その具体的な申請・手続を示している。これらの申請・手続は、飽くまで主なものであり、これらの申請・手続以外にも不動産登記法令上の手続において相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供することが求められる場合には、その提供に代えて一覧図の写しを提供することができる。

2　一覧図の写しの原本還付について

相続登記の申請において提出される相続関係説明図は、最終的な相続財産の帰属先など、戸除籍から判明する法定相続情報よりも多くの情報を含んでいることがほとんどであり、相続登記の審査において有益なものである。そのため、相続登記の申請に際しては、一覧図の写しに加えて相続関係説明図も提出されることが望ましく、これを促進すべく、相続関係説明図が提出された場合には平成17年２月25日付け法務省民二第457号民事局長通達「不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて」第１の７における相続関係説明図の取扱いと同様に、一覧図の写しはそのまま還付する取扱いとされた。

3　法定相続情報一覧図

(1)　登記名義人等について相続が開始した場合において、その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（規則第247条第３項第２号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本通達において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができるとされた（規則第247条第１項）。

その他の手続とは、その手続の過程において相続人を確認するために規則第247条第３項第２号及び同項第４号に掲げる書面（以下「戸除籍謄抄本」という。）の提出が求められるものをいい、例えば筆界特定の申請や地図等の訂正の申出のみならず、金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定している。

また、当該相続人の地位を相続により承継した者とは、いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当する。

1　相続登記以外の相続手続への利用

本制度は、相続登記以外の相続手続についても広く一覧図の写しが利用されることにより、社会全体の相続手続に係る負担を軽減するとともに、相続登記の必要性についての意識を向上させることで、相続登記の促進に向けた相乗効果も狙ったものである。そのため、施行通達第２の３(1)では、相続登記以外の相続手続にも一覧図の写しを利用することができることを想定したものであることを改めて明示したものである。具体的には、筆界特定の申請や地図等の訂正の申出、金融機関における預貯金の払戻し手続等が例示されているが、これらの他にも、他の行政機関における相続手続や家事事件を始めとする裁判所における手続も想定されよう。

2　数次相続への対応

本制度は、一義的には、今後相続登記が未了のまま放置されることを未然に防止することを期待するものであると考えられる。

しかしながら、既に数次相続が発生している場合にも、いわゆる相続人の相続人が本制度を利用して法定相続情報一覧図を作成し、一覧図の写しが交付されれば、数次相続が生じている遺産が複数あってその相続手続を所掌する機関が異なる場合には、社会全体の視点で見た際にはその相続手続の審査等の効率化が図られる可能性がある。そのため、数次相続が生じている場合であっても、本制度を利用することができることとされた。

> 3　法定相続情報一覧図
> (2)　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができるとされた（規則第247条第１項）。
>
> これらの登記所は、申出人の利便性も考慮して申出先登記所の選択肢を示したものである。
>
> 登記官は、専ら申出書に記載された情報や添付書面に基づき、これらの登記所のいずれかに該当することを確認することで足りる。
>
> なお、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、これらの登記所に出頭してするほか、送付の方法によってすることもできる。

本制度の申出先登記所は、①被相続人の本籍地、②被相続人の最後の住所地、③申出人の住所地、④被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所とされた。申出先登記所を複数設けたのは、本制度の趣旨に鑑み、相続人の利便性を高めて本制度が広く利用されることを企図したものである。この点、全国どこの登記所に対しても法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出（以下「申出」という。）をすることができるとした方がより一層申出人の利便性につながるとの考え方もあり得るが、その場合には、アクセス性の高い登記所に申出が集中し、本制度の事務処理が過度に滞ることによって一覧図の写しの交付の迅速性を欠くおそれもあるため、一定の規律が設けられたものである。

> 3　法定相続情報一覧図
> (3)　法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第247条第１項第１号及び第２号）。
>
> また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印することとされた（規則第247条第３項第１号）。
>
> 法定相続情報一覧図の作成にあっては、次の事項を踏まえる必要がある。
>
> ア　被相続人と相続人とを線で結ぶなどし、被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。ただし、被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えない。
>
> イ　被相続人の氏名には「被相続人」と併記する。
>
> ウ　被相続人との続柄の表記については、例えば被相続人の配偶者であれば「配偶者」、子であれば「子」などとする。
>
> エ　申出人が相続人として記載される場合、法定相続情報一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えない。
>
> オ　法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には、住所を併記する。なお、作成者が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の２第３項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。
>
> カ　相続人の住所を記載する場合は、当該相続人の氏名に当該住所を併記する。
>
> キ　推定相続人の廃除がある場合、その廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しない。
>
> ク　代襲相続がある場合、代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記する。この場合、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなるが、その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることで足りる。
>
> ケ　法定相続情報一覧図は、日本工業規格A列４番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

施行通達第２の３(3)アからケまでは、法定相続情報一覧図の作成に当たって踏まえるべき事項を示すものである。以下、特に留意すべき点を取り上げて解説する。

1　法定相続情報一覧図の形式について

法定相続情報一覧図は、一般的には、相続登記の申請において提出される相続関係説明図のような、被相続人を起点として相続人との間を線で結んだ図の形式のものが想定されるであろう。

一方で、改正省令の案に係る意見公募手続においては、このような形式では、実子と養子の別など相続手続において必ずしも必要のない身分関係が表示されることとなるという意見もあった。そのため、施行通達第２の３(3)アでは、図の形式のみならず、被相続人及び相続人を単に列挙する形式も含むものとされた。同様の観点から、施行通達第２の３(3)ウでは、例えば「夫」や「妻」という続柄表記を求めずに「配偶者」という続柄表記を原則としたり、「長男」や「二男」という続柄表記を求めずに単に「子」という続柄表記を原則とするなどしている。

なお、むろん法定相続情報一覧図は相続人が作成するものであるので、配偶者について夫や妻と表記されたり、子について長男や二男、あるいは養子と表記された法定相続情報一覧図を排除するものではない。

2　申出人の記名について

規則第247条第３項第１号の規定により、法定相続情報一覧図には、申出人の記名を要する

こととなっているが、申出人が相続人として法定相続情報一覧図に記載される場合には、同じ氏名を二つ記名する必要性は薄いと考えられる。そのため、施行通達第２の３(3)エでは、申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えないこととされた。

3　廃除された推定相続人がいる場合について

推定相続人の廃除は、推定相続人の相続権を剥奪するものであると解されており、本制度においても相続人として法定相続情報一覧図にそもそも記載する必要がないばかりか、記載があった場合はむしろ法定相続人と誤認させるおそれもある。そのため、施行通達第２の３(3)キでは、廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しないこととされた。したがって、廃除された推定相続人の氏名等をあえて記載し、○年○月○日廃除と併記された法定相続情報一覧図の添付があった場合は、登記官は訂正（削除）を求める必要があると考えられる。

ただし、推定相続人が廃除され、代襲相続が発生した場合には、他の相続人に並列して代襲相続人のみの記載があると、例えば被相続人の孫二人が代襲した場合に、その代襲相続人らと他の相続人との相続分について誤解が生じるなどの不都合が発生し、ひいては一覧図の写しの分かりにくさにつながるおそれもあると考えられる。そのため、施行通達第２の３(3)クでは、被相続人と代襲相続人の間に被代襲者がいることを表すこととされ、その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることで足りるものとされた。

4　手書きの法定相続情報一覧図について

法定相続情報一覧図は、様々な相続手続に利用されることとなり得るため、誤読の生じ得ない綺麗な法定相続情報一覧図が作成されることが望ましいことは言うまでもない。この点、改正省令の案に係る意見公募手続においては、法定相続情報一覧図は、機械印字によるものとすべきとの意見もあった。

しかしながら、法定相続情報一覧図は機械印字のものしか受け付けないこととすると、そのような法定相続情報一覧図を作成する環境を有しない相続人にとって、非常に不利益なものとなると考えられる。

そこで、施行通達第２の３(3)ケでは、法定相続情報一覧図の記載に関しては明瞭に判読することができるものとだけ示すことで、手書きの法定相続情報一覧図も認める余地を残したものである。

> 3　法定相続情報一覧図
> (4)　なお、法定相続情報一覧図には、相続開始の時における同順位の相続人の氏名等が記載される。したがって、数次相続が生じている場合は、被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとなる。

本制度は数次相続にも対応し得ることは前述したとおりであるが、これは被相続人一人につき一つずつ作成された法定相続情報一覧図を組み合わせることで実現するものである。そのため、飽くまで申出の単位は被相続人ごとであるべきであり、施行通達第２の３(4)では、数次相続が生じている場合には、被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとされた。

> 4　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
> (1)　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、規則第247条第２項各号に掲げる事項を記載した申出書を提供してしなければならないとされた（規則第247条第２項）。
> 　この申出書は、別記第１号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。
> (2)　申出書には、申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第247条第２項第１号）。

施行通達第２の４(1)では、規則第247条第２項の規定により求められる申出書の記載内容を満たす申出書の様式を別記第１号として示している。申出書は、この別記第１号様式に準ずる様式によることも可能としているが、同項の規定により求められる記載内容を満たすものでなければ認められない。

> 4　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
> (3)　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出を代理人によってする場合は当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載することとされた。また、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第10条の２第３項に掲げる者に限るとされた（規則第247条第２項第２号）。
> 　戸籍法第10条の２第３項に掲げる者とは、具体的には、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士である（各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。）。

施行通達第２の４(3)では、戸籍法（昭和22年法律第24号）第10条の２第３項に掲げる者を具体的に列挙して示すとともに、規則第247条第２項第２号に規定される「代理人が法人であるとき」というのは、各士業法の規定を根拠に設立される法人であることを明らかにしている。したがって、これ以外の法人（株式会社など）は、委任による代理となることができないこととなる。

> 4　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
> (4)　申出書には、利用目的及び交付を求める通数を記載することとされた（規則第247条第２項第３号、第４号）。
> 　登記官は、申出書に記載された利用目的が相続手続に係るものであり、その提出先が推認できることを確認するものとする。また、その利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的な範囲内であることも確認するものとする。

本制度により交付される一覧図の写しは、相続人の確認のため戸籍関係書類の提出を求められる相続手続に際して、当該書類に代えて利用されることを期待するものである。そのため、この利用目的の記載は、単に「相続手続に必要なため」という抽象的なものでは足りず、具体的な相続手続の名称を記載する必要がある。この点、例えば、「相続に伴う不動産登記の申請」といったように具体的な相続手続の名称が記載されれば、自ずとその提出先も推認することが

できるものとなろう。

また、本制度は、手数料を徴しないことから、場合によっては申出人から際限なく一覧図の写しの交付を求められるおそれがある。例えば、利用目的が相続登記とされていて、数十通もの一覧図の写しの交付を求められた場合には、申請先登記所を確認するなどして必要以上の交付をしない取扱いとすべきであろう。

4　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

(5)　申出書には、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号を記載することとされた（規則第247条第２項第５号）。

被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産が複数ある場合には、そのうちの任意の一つを記載することで足りるが、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出をする場合には、当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

施行通達第２の４(5)では、被相続人名義の不動産が複数ある場合の申出書への記載の在り方について示している。これによると、例えば東京都と長野県に被相続人名義の不動産がある場合に、申出書にはどちらか一つの不動産所在事項又は不動産番号を記載すれば足りることとなるが、申出先登記所を東京都にある不動産を管轄する登記所とした場合には、東京都にある不動産の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

4　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

(6)　申出書には、申出の年月日を記載することとされた（規則第247条第２項第６号）。

(7)　申出書には、送付の方法により一覧図の写しの交付及び規則第247条第６項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨を記載することとされた（規則第247条第２項第７号）。

規則第247条第２項第７号について、意見公募手続時点の改正省令の案においては、送付の方法により一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を求めるときは、その旨に加えて送付先の住所を記載することとされていた。

この点、改正省令の案に係る意見公募手続では、送付先は申出人の住所地（戸籍法10条の２第３項に掲げる者が代理する場合においては、事務所所在地）に限定すべきとの意見もあった。

もとより本制度の検討過程においては、送付先が申出人の住所地（戸籍法10条の２第３項に掲げる者が代理する場合においては、事務所所在地）以外の任意の地であるとすると、一覧図の写しや戸除籍謄抄本が申出人（代理人）以外の者に渡るような事態が起こり得ることも考えられており、上記の意見も踏まえて、改正省令の案にあった送付先の住所を記載することについては削除されたものである。

5　添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、前記３に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第247条第３項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1)　申出書には、被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書を添付することとされた。また、規則第247条第１項第２号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することとされた（規則第247条第３項第２号、第４号）。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合は、当該謄本に代えて、「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を添付することで差し支えない。

これに対し、例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等している場合の相続登記の申請については、平成28年３月11日付け法務省民二第219号民事局長通達「除籍等が滅失等している場合の相続登記について」が発出され、他に相続人はいない旨の相続人全員の証明書の提供は不要とされた。本制度においても、除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより、その謄本を添付することができない場合が想定されるため、同通達と同様の取扱いをすることとされた。

これに対して、本制度は、飽くまで戸籍等がある又はあったことを前提とする制度であるため、そもそも戸籍等が存在しない場合は、本制度において一覧図の写しを交付することはできない。そのため、例えば被相続人が日本国籍を有しない場合や、相続人が日本国籍を有しない場合には、本制度を利用せずに、従来どおりの方法により相続手続を執ることとなろう。

5　添付書面について

(2)　申出書には、被相続人の最後の住所を証する書面を添付することとされた（規則第247条第３項第３号）。

被相続人の最後の住所を証する書面とは、被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票が当たる。

これらの書面が市町村において廃棄されているため発行されないときは、申出書への添付を要しない。この場合は、申出書及び法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載するものとする。

住民票の除票や戸籍の附票の除票は、その保存期間が消除された日から５年間とされており（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第１項）、保存期間経過後の保存や交付は、市区町村により取扱いが異なっている。したがって、市区町村の判断によっては保存期間経過後にこれらが廃棄されることもあることから、そのような場合には被相続人の最後の住所を証する書面の申出書への添付を要しないこととし、申出書及び法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載する取扱いとされたものである。

5　添付書面について

(3)　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書

面を添付することとされた（規則第247条第３項第５号）。

この書面には、当該申出人の戸籍の謄抄本又は記載事項証明書が該当するが、規則第247条第３項第２号及び第４号の書面により申出人が相続人の地位を相続により承継したことを確認することができるときは、添付を要しない。

規則第247条第３項第２号及び第４号に規定する書面により、被相続人の出生からの戸籍を確認すれば、申出人が相続人の地位を相続により承継した者であることが明らかになることが相当程度あるものと思われる。そのため、このような場合には、いわば重複して戸除籍謄抄本の提出を求めることまでは必要ないこととしたものである。

5　添付書面について

(4)　申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第３項第６号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の署名又は記名押印を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書は、相続人本人が申出をする場合に添付を要することはもちろんのこと、代理人による申出の場合であっても添付を要するものである。したがって、これらの書面によって行う申出人の本人確認についても、相続人本人による申出、代理人による申出の区別なく、常に行われるべきものである。

5　添付書面について

(5)　代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書面を添付することとされた（規則第247条第３項第７号）。

ア　法定代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、法定代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア)　親権者又は未成年後見人

申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ)　成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人

申出人たる成年被後見人又は被保佐人・被補助人に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書（被保佐人・被補助人については、代理権目録付きのもの）

(ウ)　不在者財産管理人・相続財産管理人

申出人たる各管理人の選任に係る審判書

イ　委任による代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、委任状に加え、委任による代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア)　親族

申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ)　戸籍法第10条の２第３項に掲げられる者

資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等

なお、代理人が各士業法の規定を根拠に設立される法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

ウ　代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

1　戸籍法第10の２第３項に掲げられる者に求められる代理人の権限を証する書面

施行通達第２の５(5)イ(イ)で示される資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等としては、例えば司法書士であれば、カード形式の身分証の写しが想定されよう。

しかしながら、戸籍法第10条の２第３項に掲げられる者全てにこのような身分証が存在するとは限らないため、例えば書面形式の身分証明書や職印に係る印鑑証明書なども該当するものと考えられる。

2　代理人の権限を証する書面の返却について

代理人の権限を証する書面は、規則第247条第６項の規定により返却される書面に当たらないため、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書面となる。

しかしながら、代理人の権限を証する書面によっては、他の相続手続にも利用する可能性があるものも存在するため、登記手続の原本還付の取扱いを考慮して、一定の要件のもと原本を返却する取扱いとされた。

6　法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、申出書にその住所を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第247条第４項）。

相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項である。したがって、相続人の住所の記載がない場合は、相続人の住所を証する書面の添付は要しない。

1　住所の記載について

相続人が複数いる場合、住所の記載を希望する相続人と希望しない相続人とがいる場面も想定される。このような場合に、ある相続人は住所を記載し、ある相続人は住所を記載しないというような混在があっても差し支えないものと考える。

しかしながら、一覧図の写しが様々な相続手続に使われることを考えると、全ての相続人に住所の記載がある方が有用であると思われる。

2　相続登記における住所証明情報への代替について

改正省令の案に係る意見公募手続においては、相続登記の添付書面として一覧図の写しが提供され、その一覧図の写しに不動産を相続する者に係る住所が記載されている場合には、いわゆる住所証明情報に代えることができるとすべきとの意見もあった。

しかしながら、そもそも相続人の住所の記載は申出人の任意によるものであり、また上記１のとおり、ある相続人は住所を記載し、ある相

続人は住所を記載しないというような混在も想定されるものである。さらには、本制度の利用が開始したときにどの程度相続人の住所が記載されて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされるかどうかも定かではない。このような状況に鑑み、相続人の住所が記載された一覧図の写しをもって相続登記における住所証明情報に代えることができるとする取扱いは現時点では見送られたものである。

7　一覧図の写しの交付等

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しを交付することとされた（規則第247条第５項前段）。

また、一覧図の写しには、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印することとされた（規則第247条第５項後段）。

(1)　法定相続情報の内容の確認について

登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは、速やかに、法定相続情報一覧図の内容を確認するものとする。

施行通達第２の７(1)では、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは、速やかに、法定相続情報一覧図の内容を確認するものとされた。法定相続情報一覧図の内容の確認は、基本的には当該申出があった順番どおりに行うべきであろう。

しかしながら、本制度は、規則第58条に規定されるように、不動産登記において受付の順序どおりに調査をし、登記をするといった規定は存在しないものである。したがって、必ずしも当該申出の順番に固執しないという取扱いも考えられる。

7　一覧図の写しの交付等

(2)　申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア　添付された法定相続情報一覧図の記載に、その他の添付書面から確認した法定相続情報の内容と合致していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出人又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該法定相続情報一覧図の誤り等を訂正させ、清書された正しい法定相続情報一覧図の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合についても、同様とする。

イ　添付書面が不足している場合、登記官は、申出人又は代理人に不足している添付書面を伝え、一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ　上記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア)　申出人又は代理人に対し、申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに、窓口において返戻を受ける場合はそのための出頭又は送付によって返戻を受ける場合は必要な費用の納付を求める。

(イ)　上記(ア)の求めに応じない場合は、申出があった日から起算して３か月を経過したのち、当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

1　法定相続情報一覧図に誤り等がある場合

法定相続情報一覧図は、申出人等が作成し、それがそのままスキャナで読み取られて一覧図の写しとして交付されるものである。法定相続情報一覧図に誤り等があってこれを訂正する場面は、依然として申出人等が法定相続情報一覧図を作成している過程が継続していると考えるべきであろう。そのため、誤り等については職員において訂正するのではなく、飽くまで法定相続情報一覧図の作成の一環として申出人等に訂正してもらう必要がある。

2　添付書面に不足がある場合

添付書面、取り分け戸除籍謄抄本に不足があった場合には、遠隔地の市区町村に郵送で請求することとなろう。この請求から取得までは、ある程度の時間を要することも想定されることから、法定相続情報一覧図の記載に誤りや遺漏がある場合と異なり、一定の補完期間を設けることとされた。

なお、この補完期間は、不足する書面の数も考慮する必要があるため、登記官の判断により個々に設けることとなろう。

3　申出の内容の不備が補完されない場合

申出の内容に不備がある場合は、法定相続情報一覧図を保管することも、一覧図の写しを交付することもできない。したがって、受領した申出書及び添付書面は、一義的には申出人に返却することとなるが、不備の補完がされない場合の典型例は、何らかの事情により申出人において本制度を利用したいとする意思が薄れた場合と考えられる。このような場合には、申出書及び添付書面の返却をするとして申出人に出頭を求めても、出頭に応じないなど、返却に関して当該申出人の協力を得ることができない可能性もあるため、最終的には申出書及び添付書面を廃棄して差し支えないとする取扱いが認められた。

7　一覧図の写しの交付等

(3)　法定相続情報一覧図の保存について

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって確認した法定相続情報の内容と、法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しの作成のため、次の方法により法定相続情報一覧図を保存するものとする。

ア　法定相続情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの法定相続情報番号を採番し、申出書の所定の欄に記入するものとする。

イ　法定相続情報一覧図の保存

(ア)　登記官は、添付された法定相続情報一覧図をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

(イ)　上記アで採番した法定相続情報番号、申出年月日、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所（最後の住所を証する書面を添付することができない場合は、最後の本籍）及び死亡の年月日を電磁的記録に記録するものとする。

(ウ)　上記(イ)に際し、被相続人の氏名に誤字俗字が用いられている場合は、これを正字等（原則として通用字体）に引き直して電磁的記録に記録する。

1　法定相続情報番号について

施行通達第２の７(3)アでは、法定相続情報番号の採番について示している。法定相続情報番

号は、一つの法定相続情報一覧図に対して一つずつ採番する全国で唯一無二の番号であり、法定相続情報一覧図の管理のために用意するものである。

2　法定相続情報一覧図の保存

施行通達第２の７(3)イでは、法定相続情報一覧図の保存について示している。ここでいう「保存」とは、飽くまで一覧図の写しを交付するために便宜法定相続情報一覧図の内容を電磁的に記録することを表しており、法定相続情報一覧図の保管とは異なる概念と整理されている。

> ７　一覧図の写しの交付等
> (4)　一覧図の写しの作成
> ア　用紙
> 一覧図の写しは、偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成する。
> イ　認証文及びその他の付記事項
> (ｱ)　一覧図の写しに付記する認証文は、次のとおりとする。
> 「これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」
> なお、上記(2)アにより正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合は、その補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、上記(2)イにより不足している添付書面を補完させた場合は、当該添付書面の発行がいつであるかにかかわらず、不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。
> (ｲ)　一覧図の写しに登記官が記載する職氏名は、次のとおりとする。
> 「何法務局（何地方法務局）何支局（何出張所）登記官　何某」
> (ｳ)　一覧図の写しには、次の注意事項を付記するものとする。
> 「本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。」

1　一覧図の写しに付記する認証文について

一覧図の写しに付記する認証文に申出があった日を記述することは、法定相続情報の内容の確認を、当該日までに市町村から発行された戸除籍謄抄本により行ったということを裏付ける意義がある。そのため、戸除籍謄抄本に不足があって、追加で提出されたような場合には、その提出があった日を申出があった日として取り扱うこととされた。

また、正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合についても、法定相続情報一覧図に記載される作成の年月日が新たな日付に更新されることとなることから、やはりその補完があった日を申出があった日として取り扱うこととされた。

2　注意書きについて

本制度により確認する相続人は、飽くまで戸除籍謄抄本の記載に基づくものである。仮に戸除籍謄抄本の記載からは判明しない事由によってその相続人の範囲が変わるとしても、法定相続情報一覧図の記載に影響を及ぼすものではない。戸除籍謄抄本の記載からは判明しない事由の代表例としては、相続放棄が想定されるところ、本制度がこのような前提に立つことを一覧図に注意書きし、相続人、相続手続を所掌する側双方に誤解が生じないようにしたものである。

> ７　一覧図の写しの交付等
> (5)　一覧図の写しの交付及び添付書面の返却
> 登記官は、一覧図の写しを交付するときは、規則第247条第３項第２号から第５号まで及び同条第４項に規定する添付書面を返却することとされた（規則第247条第６項）。この一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、次により取り扱うものとする。
> ア　登記所窓口における交付等の取扱い
> 窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者に、申出書の申出人の表示欄又は代理人の表示欄に押印したものと同一の印を申出書の「受取」欄に押印させて、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認するものとする。
> なお、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者が、印鑑を忘失等して押印することができない場合は、規則第247条第３項第６号又は同項第７号の規定により申出書に添付した書面と同一のものの提示を受けることで代替して差し支えない。この場合は、申出書の「受取」欄に一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者の署名を求めるものとする。
> イ　送付による交付等の取扱い
> 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、送付の方法によりすることができるとされた（規則第248条）。この方法によるときは、申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に宛てて送付するものとする。この場合には、申出書の所定の欄に一覧図の写し及び添付書面を送付した旨を記載するものとする。
> ウ　一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合は、申出があった日から起算して３か月を経過したのち、廃棄して差し支えない。

法定相続情報一覧図の記載内容が正しいものであり、一覧図の写しを交付することができる状況であっても、様々な理由により申出人が一覧図の写し及び添付書面を受け取りに来ない場合も考えられる。申出人の受け取りの有無にかかわらず、法定相続情報一覧図は申出書とともに法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込まれることとなるが、一方で、交付のために作成した一覧図の写しや規則第247条第６項の規定及び施行通達第２の５(5)ウにより返却する書面は、申出人に渡すこともできず、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込むこともできない。そのため、一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合には、申出があった日から起算して３か月を経過したのち、廃棄して差し支えないとされた。

> ８　一覧図の写しの再交付
> 規則第247条各項の規定（同条第３項第１号から第５号まで及び第４項を除く）は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に

係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとされた（規則第247条第７項）。

(1)　再交付申出書

再交付申出書は、別記第２号様式又はこれに準ずる様式による申出書（以下「再交付申出書」という。）によってするものとする。

施行通達第２の８(1)では、規則第247条第７項で規定する一覧図の写しの再交付における申出書の様式を別記第２号として示している。再交付申出書は、この別記第２号様式に準ずる様式によることも可能としているが、同項において準用する同条第２項各号の規定により求められる記載内容を満たすものでなければ認められない。

8　一覧図の写しの再交付

(2)　再交付申出書の添付書面

再交付申出書には、次に掲げる書面の添付を要する（規則第247条第７項において準用する同条第３項第６号及び第７号）。

ア　再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本を含む。）

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要する。

イ　代理人によって申出をするときは、第２の５(5)に示す代理人の権限を証する書面

施行通達第２の８(2)では、一覧図の写しの再交付に必要な添付書面を示している。

ところで、何らかの事情により、申出人が法定相続情報一覧図の保管等の申出をして間もなく死亡するということが考えられる。一覧図の写しの再交付の申出は、原則、当初の申出をした申出人のみがすることができるものであり、申出人以外の相続人が再交付の申出をすることができない。

しかしながら、上述のように申出人が死亡した場合には、法定相続情報一覧図は依然として保管されているにもかかわらず、誰も再交付の申出をして一覧図の写しの交付を受けることができないこととなるのは余りに不合理であろう。

そのため、このような場合には、当初の申出をした申出人の地位を相続により承継した者が、自身が当初の申出をした申出人の地位を相続により承継したことを証する書面を添付することで、再交付を受けることができる取扱いとすることが相当と考えられる。

なお、この場合には、規則第247条第６項を類推適用し、当初の申出をした申出人の地位を相続により承継したことを証する書面は返却されることとなろう。

8　一覧図の写しの再交付

(3)　再交付の申出をすることができる者の確認

登記官は、一覧図の写しの再交付の申出があったときは、上記(2)の書面と当初の申出において提供された申出書に記載された申出人の表示とを確認し、その者が一覧図の写しの再交付の申出をすることができる者であることを確認するものとする。

施行通達第２の８(3)では、再交付の申出をすることができる者の確認の方法を示している。この点、例えば、当初の申出から再交付の申出までの間に申出人が住所を移転していた場合には、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の住所とが異なることとなろう。このような場合には、住所の変更の経過が明らかとなる書面によって、再交付の申出をすることができる者かどうかを確認する必要があると考えられる。

9　法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため、その申出人が規則第247条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは、登記官はこれに応じて差し支えない。この場合に、登記官は、それ以降当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

なお、この場合の変更とは、例えば、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当する。

施行通達第２の９では、法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合への対応について示している。ここで例示される法定相続情報の変更とは、いずれも戸籍の記載が当初の申出の時から変わったことによって、戸籍の記載により判明し、かつ、法定相続情報一覧図に記載されるべき相続人の範囲が被相続人の死亡時に遡って変わる場合をいう。したがって、法定相続情報一覧図が保管された後に、例えば相続人の一人が死亡したり、相続人の氏が変わったりした場合については、法定相続情報に変更が生じたものとは取り扱われない。

おわりに

ここまで、改正省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて解説を試みてきた。繰り返しとなるが、本制度は、相続人への直接的な相続登記の促しの契機を得るとともに、相続登記を含む相続手続全体の手続負担の削減などの効果が生ずることを企図したものであり、本制度が広く利用され、所期の効果を上げることが、相続登記が未了のまま放置されることを防止し、所有者不明土地問題や空き家問題の解決に寄与することにつながると考える。本稿が、本制度の円滑な実施・運用と利用拡大の一助となれば幸いである。

（にしざわ　てつ）